

記者発表資料  
令和5年11月6日  
保健福祉部医療政策課  
担当：鈴木、佐藤  
電話：022-211-2675  
メール：byouinr@pref.miyagi.lg.jp

## 東北労災病院と県立精神医療センターの移転・合築に関する富谷市からの土地の提供について

東北労災病院と県立精神医療センターの移転・合築に関して、令和4年5月27日に富谷市長から村井知事に、整備場所の候補地として、富谷市明石台地区（富谷市明石台東土地区画整理事業地内）の提案がありました。

その際、土地の提供について、富谷市が土地区画整理組合から土地を購入した上で、東北労災病院については無償提供、県立精神医療センターについては県に有償提供したい旨の発言がありました。

県は、富谷市からの申し出を踏まえ、県立精神医療センターが同市へ移転する場合については、当該候補地を購入する方針で検討を進めています。

なお、地方財政法※1の規定により、都道府県が設置を義務付けられている精神科病院※2にかかる経費について、市町村が県に対し寄附等を行うことは、原則としてできないものと認識しています。

### 【会談時（R4.5.27）発言（一部抜粋）】

（富谷市長）

土地の所有者につきましては、現在は、富谷市明石台東土地区画整理組合が地権者ということになっておりますけども、組合の方とはしっかりと確認をさせていただいておまして、しっかりと市で購入させていただきまして、東北労災病院さんには、しっかりと無償で提供させていただきたいというふうに思っております。

（知事）

精神医療センターの土地は県の方で、ということによろしいんですね。東北労災病院さんの土地を準備していただけるということですよ。

（富谷市長）

そうでございます。

※1 地方財政法（昭和三十二年法律第九号）抜粋

（地方公共団体相互間における経費の負担関係）

第二十八条の二 地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならない。

※2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）抜粋

（都道府県立精神科病院）

第十九条の七 都道府県は、精神科病院を設置しなければならない。ただし、次条の規定による指定病院がある場合においては、その設置を延期することができる。